

ケーススタディでポイントを確認

収益認識基準における 本人と代理人の区分判定

第1章 P/Lのトップラインに直接影響する
本人・代理人の区分判定の意義と基本的な考え方

第2章 区分判定する前にまず検討する
「特定の財またはサービス」の識別のポイント

第3章 適用指針の3つの指標の例示を参考に
財またはサービスの「支配」の判断ポイント

第4章 配送サービス、第三者のために回収する金額
その他の実務上留意すべきポイント

市原 順二(PwCあらた有限責任監査法人 公認会計士)
井上 雅子(PwCあらた有限責任監査法人 公認会計士)
古河 友紀(PwCあらた有限責任監査法人 米国公認会計士)
松田 由貴(PwCあらた有限責任監査法人 公認会計士)
宮治 哲司(PwCあらた有限責任監査法人 公認会計士)
村山 華(PwCあらた有限責任監査法人 米国公認会計士)

収益認識基準の公表から1年が経ち、2年後の強制適用に向けて、準備作業や問題点の洗出しを行っていると思われる。

そのなかで悩ましい論点の1つとして「本人」と「代理人」の区分判定が挙げられる。企業が「代理人」と判定されてしまうと、これまで総額で売上に計上していたものが純額での計上となってしまう、P/Lのトップラインへの影響が大きいため、自社のビジネスがどちらに当てはまるか慎重に検討する必要がある。そこで、ケーススタディを交えながら、本人・代理人の区分判定のポイントを解説してもらった。